

全医・病会議発第459号

令和2年3月11日

一般社団法人日本専門医機構

理事長 寺本 民生 殿

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会長 山下 英俊

理事 一同

未承認の専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティー領域
専門研修細則(案)を公にしたことに対する抗議

(経緯)

今般、県知事に厚生労働省から令和2年2月18日付けで「医師法16条の8第3項の規定に基づく専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティー領域専門研修細則(案)に関する意見照会がありました」という文面のもと、知事から上記指針および細則に対する大学医学部の意見照会があった。県知事から提示された専門医制度整備指針(第3版)およびサブスペシャリティー領域専門研修細則は、日本専門医機構の社員総会で承認されていない案であり、それを日本専門医機構が厚労省医道審議会医師分科会医師専門研修部会に提出したものである。

記

日本専門医機構は国民及び社会に信頼される医療の基盤となる専門医制度を確立することで専門医の質を高めるため社員である18の基本領域学会、全国医学部長病院長会議、日本医師会、日本医学会、四病院団体協議会、日本がん治療認定医機構と協力して活動することが定款で定められている。

従って日本専門医機構の社員総会で承認されていない、すなわち公的に承認されていない専門医制度整備指針(第3版)およびサブスペシャリティー領域専門研修細則などの規則を厚生労働省といえども他の組織に伝達したことは極めて遺憾である。

今後、公的に承認されていないものをほかの組織に伝達しないように抗議するとともに経緯について説明を求めたい。

以上

全国医学部長病院長会議理事

北海道大学	病院長	秋田	弘俊
札幌医科大学	医学部長	三浦	哲嗣
東北大学	医学部長	八重樫	伸生
山形大学	医学部長	山下	英俊
防衛医科大学校	学校長	長谷	和生
埼玉医科大学	医学部長	村越	隆之
東京大学	医学部長	齊藤	延人
東京医科歯科大学	医学部長	北川	昌伸
東邦大学	病院長	瓜田	純久
東京女子医科大学	病院長	田邊	一成
東京慈恵会医科大学	病院長	井田	博幸
北里大学	医学部長	浅利	靖
山梨大学	病院長	武田	正之
信州大学	病院長	本田	孝行
福井大学	医学部長	内木	宏延
岐阜大学	医学部長	岩間	亨
名古屋大学	病院長	小寺	泰弘
愛知医科大学	病院長	藤原	祥裕
滋賀医科大学	学長	塩田	浩平
大阪大学	病院長	木村	正
近畿大学	病院長	東田	有智
和歌山県立医科大学	医学部長	村垣	泰光
鳥取大学	医学部長	黒沢	洋一
島根大学	病院長	井川	幹夫
広島大学	病院長	木内	良明
徳島大学	医学部長	赤池	雅史
九州大学	病院長	赤司	浩一
佐賀大学	病院長	山下	秀一
久留米大学	医学部長	矢野	博久
鹿児島大学	医学部長	河野	嘉文
	以上	30名	